

『能勢家文書』と『能勢氏系図』

はじめに

真如寺の所蔵にかかる『能勢家文書』二巻は、清和源氏の一流で、摂津国能勢郡を本拠地としていた能勢氏が、鎌倉時代から戦国時代にかけて受け取った文書三十六通（本紙と別扱いになっている封紙七点を含めると四十三点）によつて構成される武家文書群である。ただし、第一巻（一〜八、本書における文書番号をゴチック体の漢数字で示す。以下、同じ）と第二巻（九〜四三）とは、いさかき性格を異にしているようだ。

すなわち、第一巻は、鎌倉幕府のもとで在京御家人として活動し、室町幕府のもとでは奉公衆に属した幕府直臣の家に残された文書群であるのに対して、第二巻は、応仁・文明の乱以後に顕著な活動をみせる細川京兆家（管領家、摂津守護でもある）の被官の家に残された文書群だと考えられるのである。

同時代の諸史料をしてみると、応仁・文明の乱以後、室町幕府奉公衆能勢氏⁽¹⁾と細川京兆家被官能勢氏とは、別個の家として併存していたことが窺われる。つまり、この二つの家は直線的に接続するものではありえず、応仁・文明の乱を契機として、幕府奉公衆の家が細川京兆家被官の家に転身したとみることはできない。おそらくは、室町時代中期に前者から後者が分立したのである⁽²⁾。とはいえ、双方の文書が一緒に伝わっていることからすれば、中近世移行期の社会変動のなかで、最終的に前者は後者に吸収されてしまった可能性が高い。

右に掲げた事実にかんがみると、『能勢家文書』の性格を明確にし、史料として十全に活用するためには、能勢氏の系譜について検討しておくことが必要不

可だといえる。

『能勢家文書』の内容については、すでにその大半が、国立公文書館の所蔵にかかる『記録御用所本古文書⁽³⁾』という江戸時代の写本によつて知られてはいた。けれども、全貌を、しかも原本に就いて明らかにしたのは、本冊子をはじめでだといつてよい。従来、能勢氏に対する関心は、必ずしも高いものではなく、まとまった研究にも乏しかった。その理由の一半は、家伝文書の原本の存在が知られていなかったことにあるに違いない。それだけに、全貌が明らかになった『能勢家文書』を視野に入れながら、能勢氏の系譜について検討することは、喫緊の課題なのである。

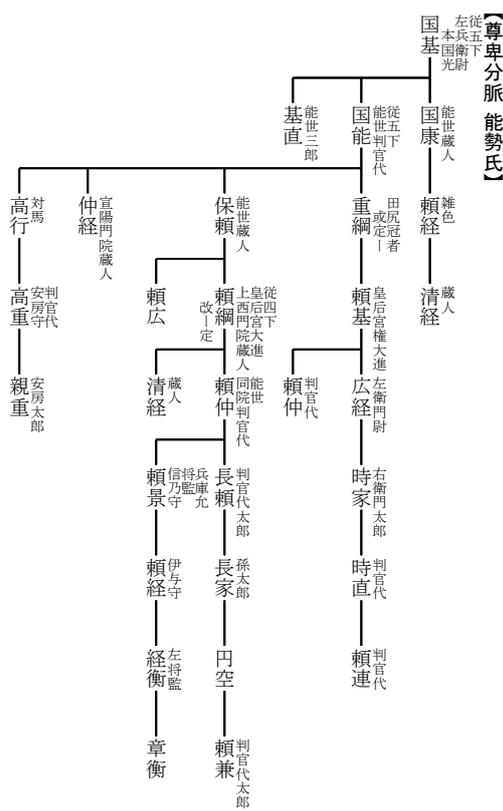
能勢氏の系譜については、『尊卑分脈』に南北朝時代までの系譜が見えているものの、室町時代以降については、『寛政重修諸家譜』に収められた江戸幕府の旗本能勢氏の系譜が参看されることが多かった。ところが、鎌倉時代中後期から南北朝時代までの能勢氏の系譜については、『尊卑分脈』と『寛政重修諸家譜』の伝えるところは、同じではない。さらに、『尊卑分脈』に記載がない室町時代の能勢氏の歴代について、同時代の諸史料に見える人名と『寛政重修諸家譜』に見える人名とを比べてみると、通称や官途が一致する場合でも実名が異なることがある。ことを中世に限れば、『寛政重修諸家譜』に見える能勢氏の系譜は、全面的に信用をおくことのできるものではない。

江戸幕府の旗本能勢氏とは、『能勢家文書』二巻を伝えた家に他ならない。そのため、『寛政重修諸家譜』にみえる江戸時代以前の同氏の系譜の内容は、『能勢家文書』二巻と一具で伝わっている附『能勢氏系図』一卷を簡略化したものとみて大過ない。この『能勢氏系図』は、『能勢家文書』三十六通のうち二十七通を引載しており、『能勢家文書』と密接な関係のもとに成立したことが明らかであ

る。そこで、本稿では『能勢氏系図』についての史料批判を試みることで、今後の能勢氏に関する基礎的な研究課題を明確化するとともに、『能勢家文書』を理解するための一助となることを期したいと思う。

一 『能勢家文書』から復元された歴代

まずは、『能勢氏系図』および『尊卑分脈』について、大雑把に記載を比べてみよう。清和天皇から能勢氏の初代と目される国基まではもちろん、それ以降も、国基―国能―保頼―頼定―頼仲―長頼という六代については、両者の記載は一致するといつてよい。ところが、長頼以後は大きく異なってくる。



『能勢氏系図』は、長頼のあと、頼任―頼連―頼澄と家督が継承されたとしているのに対し、『尊卑分脈』(右の抄出を参照)には、長頼の子として長家一人だけが載せられ、頼任の名を見出すことができない。また、頼連の名も、保頼―頼定―頼仲―長頼とは別系統の家に見えている。さらに、長家のあとは、長家―円空―頼兼と記されている。ここでまず注目したいのが、『尊卑分脈』が長

頼の曾孫頼兼に判官代太郎と傍書していることである。

六観応三年(一三五二)三月八日足利義詮御判御教書は、能勢判官代太郎に対して、父連阿跡の本知行地を安堵した文書である。『能勢氏系図』は、この文書を頼澄の名のもとに掲げており、判官代太郎すなわち頼澄だと主張している。一方、『森本式氏所蔵文書』所収文和五年(一三五六)正月日能勢頼兼軍忠状写(『能勢町史』三、史料編、五三頁)の書き出しには、「多田院御家人能勢判官代太郎頼兼言上」と記されている。この二通の文書の間は、わずか四年に過ぎず、『尊卑分脈』の記載も参看するならば、六の充所能勢判官代太郎とは頼兼のことだとみるべきである。そして、『能勢氏系図』には頼兼の名は見えていない。では、『能勢氏系図』は、判官代太郎をなぜ頼澄に充てたのだろうか。

『能勢氏系図』は、頼澄の子として、ただひとり頼時を掲げている。そして、この頼時について「太郎、下野守、応永十五年、受頼澄之讓、相続家督、実頼澄之孫也、」という注記を載せている。つまり、頼時は本当は頼澄の孫であるが、応永十五年に子として家督を継承したというのである。この記載のありようは、能勢太郎頼時に充てられた七応永十七年(二四一〇)二月二十三日足利義持御判御教書に、「早任祖父下野守頼澄法師常存、去々年八月十二日讓状」とあることと無関係ではないように思われる。

この御判御教書は、將軍足利義持が、応永十五年に祖父頼澄から讓与をうけた所領を、「能勢太郎頼時」に安堵したものである。したがって、『能勢氏系図』の頼時に関する記載は、下野守という官途を除けば、すべてこの一通の文書から導き出すことができる。下野守の官途は、前代の頼澄および後代の之頼がこれを帯していることから、類推して付け加えた可能性が高い。

だとすれば、『能勢氏系図』における頼時の記載は、先行する系図が存在していなくても、『能勢家文書』から遡及的に作成することが可能なものばかりだと

いえる。頼澄と頼時との間に位置する頼時の父について一切の記載がないことも、同様の経緯を想定することで説明できるだろう。

右の検討結果を一般化するならば、『能勢氏系図』は、『能勢家文書』を編纂の材料として利用したというにとどまらず、系譜の根幹というべき歴代の相承関係にいたるまで、『能勢家文書』を材料として復元した部分を含んでいるということになってくる。

そのような観点をもって見直してみると、『尊卑分脈』と記載が異なっている鎌倉時代中期の頼任からはじまり、室町時代中期の元頼に至る歴代は、いずれもその実名を『能勢家文書』のなかに見出せることに気づかされる。すなわち、頼任・頼連は五に、頼澄・頼時は七に、之頼・元頼は八に見えているのである。鎌倉時代中期から室町時代中期までの歴代が六人という数はいかにも少ないが、『能勢家文書』によって存在が確認できる実名だけを直線的に並べて復元した系譜なのだと考えれば理解できよう。

ここまでみてきたところから、『能勢氏系図』が六の充所能勢判官代太郎に頼澄を充てたのは、『能勢家文書』に見える名前の中で、「判官代太郎」という呼称と矛盾しない限りにおいて、年代が最も近いのが頼澄だったからだと結論できる。年代だけからすれば、最も近接する康永四年（一三四五）の五にみえる頼連は、その時点ですでに「能勢判官代頼連」と見えているので、七年後の六において判官代太郎と呼ばれることはありえないからである。

二 『能勢氏系図』の作成時期

前章では、『能勢氏系図』の示す歴代には『能勢家文書』を材料として復元した部分があることを確認した。すると、『能勢氏系図』はいつごろ編纂されたものなのか、という問題が浮上してくる。そこで、手がかりを得るために、『能勢

氏系図』以外に能勢氏の系図を収める史料をさがすと、すでに触れたものを含め、以下の六点を見出すことができた。

- ① 『尊卑分脈』清和源氏頼光等流
- ② 『続群書類従』百十所収清和源氏系図
- ③ 『系図纂要』清和源氏二一
- ④ 『浅羽本系図』⁴五所収能勢氏系図
- ⑤ 『寛永諸家系図伝』清和源氏頼光流
- ⑥ 『寛政重修諸家譜』清和源氏頼光流

まず、歴代に関する相異の有無などは度外視し、それぞれの系図が載せている上限および下限について、『能勢氏系図』との関係で示しておこう。なお、以下の記述において名前の直前の算用数字は、『能勢氏系図』において清和天皇を初代として数えた場合の世代数を示している。

- ①は、4満仲から16頼連または17頼澄に相当する頼兼までを、②は、1清和天皇から14長頼までを載せており、南北朝時代あるいは鎌倉時代中期までの記載しかない。③は、8国直から23頼次に至り、その後は頼次の子市十郎頼永から分かれた別家の系譜を八代にわたって載せており、江戸時代後期に及んでいる。④は、1清和天皇から25頼宗までを載せており、江戸時代前期までの記載がある。⑤は、20頼勝から25頼宗までを載せており、記載は室町時代後期から江戸時代前期までの間に限られる。⑥は、9国基から31頼善（頼器の初名）までを載せており、『能勢氏系図』の下限と一致している。

六点のうち④は、頼宗の事蹟および26頼方以降について記載が存在しないほか、書式や文言に若干の相異が見られるものの、『能勢氏系図』とほとんど同一書だといってよいものである。彰考館の所蔵にかかる『浅羽本系図』は、江戸時代前期に幕府書物奉行をつとめた浅羽成儀（？〜一六八七）が書写蒐集した系図

を原型とし、その子で水戸藩彰考館に出仕した昌儀（一六五六～一七二八）を通じて転写されたものだと⁽⁵⁾いう。④は、寛永三年（一六二六）歿の23頼次までの記述は詳細であるが、24頼重以降は実名・通称以外の記載はほとんどないので、成儀の書写蒐集にかかるものであった可能性が高い。

ただし、頼重の卒日（『寛政重修諸家譜』によれば慶安三年（一六五〇）三月二日）を載せないものの、25頼宗について延宝六年（一六七八）十一月十五日という卒日を、頼重の弟頼永の子頼相についても元禄十一年（一六九八）七月という年記（おそらく死歿にかかる記述であろうが、『寛政重修諸家譜』には同十年十二月二十七日卒とある）を載せており、昌儀によつて増補が加えられているようだ。

④に関する検討からすると、④および『能勢氏系図』の24頼重までの部分は、23頼次が歿した寛永三年から頼重の歿する慶安三年までの二十六年間、言い換えれば頼重が当主であった時期に、『能勢家文書』を参照してまとめられた系図（以下、「能勢氏系図」と呼ぶ）がもとになっていると判断されよう。だとすれば、寛永十八年から同二十年にかけて、幕府が諸家から提出された史料をもとに編纂した『寛永諸家系図伝』つまり⑤との関係を考えることが必要になってくる。

⑤は、頼勝―頼明―頼幸―頼次―頼重―頼宗の六代しか載せていないが、この歴代のありようは「能勢氏系図」と同様である。しかしながら、通称・官途の記載に注目してみると、⑤が20頼勝について十郎、21頼明について因幡守とだけ記すのに対し、「能勢氏系図」が頼勝について十郎・源次郎・源左衛門尉・因幡守、頼明について源五郎・源左衛門尉と記していることに気づかされる。頼明に関する記載の相異から判断すると、⑤が「能勢氏系図」を前提としてまとめられたものだと考えることはできまい。

⑤の原型を幕府に提出したのも、「能勢氏系図」を作成したのも、同じ頼重であろうから、⑤の原型を提出したであろう寛永十八年には「能勢氏系図」は存在

していなかったと結論される。したがって、「能勢氏系図」の作成時期は寛永十八年から慶安三年までの十年間ということになる。つまり、寛永十八年に幕府に系図を提出した際、頼重は自分より五代前までの系図しか所持していなかったが、その死歿までに「能勢氏系図」の作成を果たしたというわけである。

三 『能勢氏系図』の編纂材料

前章では、『能勢氏系図』の頼重までの部分は、頼重が寛永十八年から慶安三年までの十年間に作成したものと推定した。つぎに、この系図がどのような史料を材料に編纂されたのかという問題を考えておく必要があるだろう。

まず頼重の手許にあった材料としては、⑤『寛永諸家系図伝』の原型となった頼勝以降の系図および『能勢家文書』があげられる。『能勢氏系図』は、既に触れたように、『能勢家文書』三十六通のうちの二十七通を引載している。さらに、その引載順も『能勢家文書』二巻における成巻の順序とほとんど一致する。おそらく、「能勢氏系図」の編纂と『能勢家文書』の成巻はほとんど同じ時期に行われたであろう。ただし、頼勝のもとに掲げられた能勢十郎充細川勝元感状は、『能勢家文書』のなかに現存していないので、⁽⁶⁾頼重の手許にあった『能勢家文書』は、現存するものよりも若干点数が多かった可能性もある。

先述のとおり、『能勢氏系図』に見える頼任―頼連―頼澄―頼時―之頼―元頼という鎌倉中期から室町中期に至る歴代は、『能勢家文書』から復元したものとみられる。それ以前の三代、頼定―頼仲―長頼も『能勢家文書』からの復元が可能である。とすれば、『能勢氏系図』のうち、⑤の原型となった系図および『能勢家文書』以外の材料が必要とされる部分は、清和天皇から頼定に至る歴代、そして之頼の兄弟に配された頼弘の実名、同じく之頼の兄弟に配された頼則、および頼弘の子に配された頼勝に関する連歌の事蹟である。

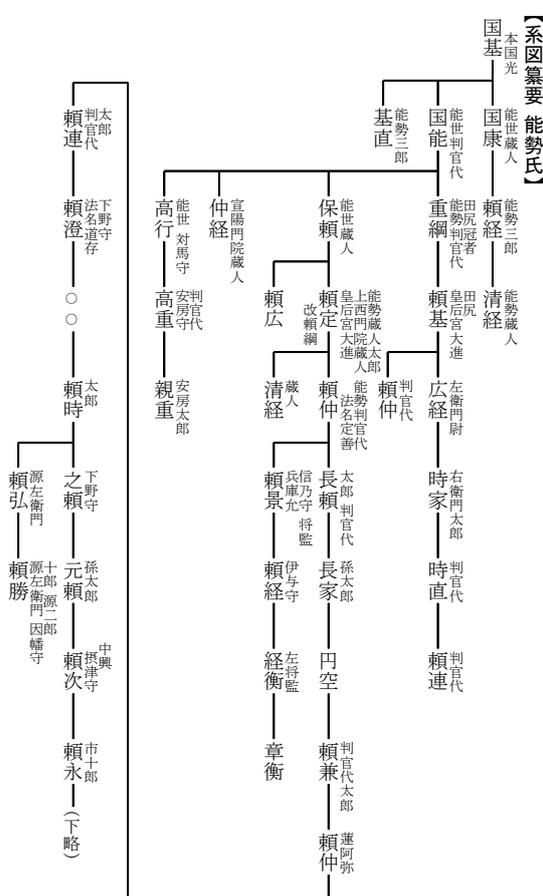
清和天皇から長頼に至る歴代については、先述のとおり、『尊卑分脈』と一致しており、同書に依拠したと考えてよからう。なお、②『続群書類従』百十所収清和源氏系図は頼定の父を重綱に充てており、『能勢氏系図』とは一致しないところがある。一方、頼弘については、九（応仁元年（二四六七））七月廿五日細川勝元感状と『応仁記』大内介上洛之事に「此合戦ノ時、七月廿五日、細川方ニハ熊野勢源左衛門尉頼弘・同子孫五郎討死也」とあることを見合わせて頼弘という実名を確定し、年代から判断して之頼の兄弟に充てたに違いない。

さらに『能勢氏系図』は、之頼の兄弟として、いま一人頼則を載せている。その事蹟として掲げられているのは、『新撰菟玖波集』に入集した頼則の付句二句、および頼則が催した千句連歌において宗祇の詠んだ発句一句である。後者は、宗祇の句集『下草』（初編本）十・発句に「能勢頼則許にて侍し千句に 花やあらぬ おもひかへせは世々の春」と見えていることに拠ったに違いない。そして、これも年代によって之頼の兄弟に充てたと考えられる。また、頼勝についても、「能勢因幡守」が催した芥川城における連歌会で宗長の詠んだ発句一句を掲げているが、これは『宇津山記』に拠ったことが明記されている。

以上から、『能勢氏系図』は、『尊卑分脈』に見える能勢氏の系譜と⑤の原型となった系図とのあいだについて、『能勢家文書』をもとに歴代の復元を行うとともに、『応仁記』・『新撰菟玖波集』・『下草』・『宇津山記』など多様な書目を参看して事蹟を加えることで作成されたものだと結論できる。

おそらく、幕府による『寛永諸家系図伝』の編纂をうけて、系譜に対する関心のたかまったことが、頼重による『能勢氏系図』の作成につながったのに違いない。『能勢家文書』をよく読みこんでいるうえ、多様な書目を活用してつくりあげていることからすれば、作成したのは頼重自身ではなく、頼重に依頼をうけた系図家であった可能性が考慮されてよいだろう。

能勢氏による系図の作成という観点からすると、③『系図纂要』に載せる能勢氏系図にも興味深いところがある。この系図は、先述のとおり、頼次のあとは、頼重の弟頼永から分かれた別家の系譜だけを載せている。これを作成したのは、頼永の子孫だと考えるべきである。



一見するだけでも、頼兼以前についてを『尊卑分脈』に拠っていることが明らかである。そして、『尊卑分脈』に記載のないそれ以後については、頼任―頼澄―〇〇―頼時―之頼―元頼と続けており、『能勢氏系図』と近似している。そして、元頼の次に頼次の名を載せ、その右肩に「中興」と注記している。また、之頼の弟に頼弘を充て、その子に頼勝を置いてある。

頼任から元頼に至る七代は、『能勢氏系図』と同様、『能勢家文書』から復元したものであろう。頼澄と頼之との間に実名不詳の一名を配置しているところは、『能勢氏系図』よりも忠実な復元だといえる。ただし、『尊卑分脈』の頼兼に至る記載に、この七代を直接につなげてしまったのは、年代に関する配慮を欠い

たものだといえよう。

また、頼連の注記に「太郎、判官代、嘉暦二年正一卅、得父譲、康永四年四一七、足利直義賜書、観応三年三一八、義詮公賜下文、田尻・勝浦等^(行)地」とあり、六の充所能勢判官代を頼連に充てている点も、『能勢氏系図』に示されているよりも考証の精度において劣っている。

そして、江戸時代初期に活躍した頼次を、文明三年(一四七二)に之頼から家督を継承した元頼の直下に充てているが、頼次に中興と記すことで、その間の中絶を示唆している。このことは、③の作成者が、頼次以前の数代について、ほとんど材料を有していなかったことを示すものと解される。だとすれば、頼永の子孫は、『能勢家文書』について情報を得ることはできなかったが、頼永の兄頼重が作成した系図を伝えていなかったということになるだろう。

結局、③も『能勢氏系図』と同じく、『尊卑分脈』および『能勢家文書』を主たる材料として作成された系図であった。両者は、ほとんど同じ作業を別人が行った成果だといえる。以上の検討から、室町時代の能勢氏の系譜を伝える史料は、江戸時代に作成されたものばかりであり、いずれも依拠するに足るものではないことが明瞭になった。

おわりに

本稿では、『能勢氏系図』およびその他の能勢氏の系図の成立に関する検討をおこなない、室町時代の同氏の系譜について信頼をおくことができない所以を明らかにした。したがって、系図以外の史料を丹念に積み重ねることで、室町時代の能勢氏の系譜を復元するとともに、同氏の活動を解明していくことがつぎなる課題として浮上してきたといえる。

たとえば、『能勢氏系図』が頼勝として載せている人物が、実は頼則(のち頼

豊、法名宗心)という人物に相当し、頼明として載せる人物も、国頼という人物に相当することは、鶴崎裕雄氏の研究を参看すれば明白だといえる。鶴崎氏の研究を土台にして、細川京兆家被官としての能勢氏の活動を解明していくことが求められているわけである。

また、鎌倉時代についても問題がある。既に少しく触れたところだが、『尊卑分脈』の記載と『能勢家文書』に見える能勢氏の動向を整合的に理解することは容易ではない。すなわち、『尊卑分脈』には頼任の名が見えず、頼連の名は頼仲―長頼と別系統の家に載せられているのである。

さらに、『尊卑分脈』の記載自体にも検討すべき課題がある。頼仲の名は、保頼―頼定(頼綱)の下のほかに、重綱―頼基の下にも見えており、いずれにも判官代という注記が加えられている。これについては、以下に掲げる②『統群書類従』百十所収「清和源氏系図」の記載も参看されるべきである。



「清和源氏系図」における頼仲の位置付けは、『尊卑分脈』に見える二人の頼仲を統合したものと評することができるだろう。『尊卑分脈』では、重綱の上に「田尻」、保頼の上に「能世」という名字を注記して後者のみが能勢氏を称したように見えるが、田尻という名字の由来である能勢郡田尻荘の地頭職を領掌していたのが能勢氏であることは、『能勢家文書』によって明らかである。さらに、『康正二年造内裏反銭并国役引付』(『群書類従』雑部所収)に見える能勢掃部頭(おそらくは奉公方五番衆)は、摂津国田尻荘の反銭として五貫文を納入しており、室町時代中期に至るまで同荘が能勢氏の実効支配下にあったことも確認できる。そして、『尊卑分脈』に重綱直系の子孫として見える判官代頼連が五足利直義袖

判下文の充所の能勢判官代頼連だとすれば、重綱の子孫も同族として能勢氏を称していたということになり、鎌倉時代における能勢氏の相承の実態は、かなり複雑な様相を呈していた可能性がでてくる。

最後に課題ばかりを書き連ねることになったが、鎌倉時代後期から戦国時代における能勢氏の活動は、『能勢家文書』だけではなく、少なからぬ史料上の所見があるので、今後の研究の余地は大きいように思われる。本書の刊行を契機に、能勢氏に関する研究が進展することを願って結びとしたい。(末柄 豊)

〔註〕

- (1) 『文安年中御番帳』(『群書類従』雑部所収)・『永享以来御番帳』(同前)に「能勢下野守」が、『長享元年九月十二日常德院殿様江州御動座當時在陣衆着到』(同前)に「能勢判官代」が、『東山殿時代大名外様附』(今谷明 『東山殿時代大名外様附』について)〔同『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、一九八五年) 第二部第三章、初出は一九八〇年〕所収)に「能勢下野守」が、さらに、大永年間から天文元年のものとして推定される国立公文書館所蔵『武家故実雜纂』六所収「貞助記 詰衆五番組」に見える五ヶ番衆交名(今谷前掲 『東山殿時代大名外様附』について) 所収。設楽薫「足利義晴期に活躍した内談衆の人的構成に関する考察―その出身・経歴についての検討を中心―」(『遙かなる中世』一九九号、二〇〇一年) 註三七も参照)に「能勢弥太郎」が、いずれも五番衆として見えている。なお、『東山殿時代大名外様附』に「能勢河内守」が、永禄二年から四年の間のものとして推定される「貞助記 詰衆五番組」に見える詰衆交名(今谷前掲 『東山殿時代大名外様附』について) 所収)に「能勢左馬助」が、それぞれ三番衆に見えているが、これと『能勢家文書』に見える奉公衆能勢氏との関係は不明である。

- (2) 之頼・元頼は能勢氏の系字とすべき頼の字を二文字目に配しており、一文字目には有力者から偏諱を拝領したものと判断される。だとすれば、之頼の之の字は、細川持之から、元頼の元の字は細川勝元から拝領したものである可能性が高い。また、元頼は、明応六年から永正四年にかけて、断続的に細川京兆家主催の千句連歌に連衆として参加したことが知られている(鶴崎裕雄 「二月廿五日一日千句」(細川千句三つ物)と細川政元)〔同『戦国の権力と寄合の文芸』(和泉書院、一九八八年) 第三章第

二節、初出は一九八二年)。このように、奉公衆能勢氏が細川京兆家と近い関係にあったことは疑いなく、その庶流が京兆家被官になることは、なんら不思議がない。なお、丹波波々伯部氏についても、細川京兆家分国に本拠地を有する奉公衆の一族で、同家被官として顕著な活動を見せる事例として参看すべきだろう。

- (3) 神崎彰利監修、下山治久編『記録御用所本古文書―近世旗本家伝文書集―』上・下(東京堂出版、二〇〇〇・二〇〇一年)による。能勢氏の文書が収められているのは、上巻、四三九〜四四六頁である。

- (4) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本による。

- (5) 『浅羽本系図』および江戸時代の系図家については、青山幹哉「中近世転換期の系図家たち」(『名古屋大学文学部研究論集』史学四四号、一九九八年)を参照。

- (6) 当該文書の充所能勢十郎は、系図にいう頼勝(正しくは頼則)とは別人であろう。さらに、能勢十郎という名は、『壬生于恒記』永正十七年十一月六日条(『大日本史料』第九編之十一、三〇九頁)にも細川高国の被官として見えており、頼弘・頼則(頼豊)・国頼によって継承された家とは別系統の家の者とみられる。だとすれば、能勢頼重が所持していた当該文書は、正文ではなく案文であった可能性もあろう。案文ならば、成巻に加えなかったことも当然で、正文に限れば、頼重の手許にあった『能勢家文書』は現存するものと同一であったとも考えられる。なお、別系統の能勢氏の受給文書の原本が現存する例としては、東京大学史料編纂所所蔵『戦国武将文書』所収十一月一日細川晴国書状(切紙)があげられる。充所の能勢左馬助は、前註1に見える永禄年間の幕府詰衆と同一人物の可能性があろう。積文を掲げておく。

鶴一居給候、喜悦候、秘蔵此事候、猶中沢新四郎・赤木兵部丞可申候、恐々謹言、

十一月一日

晴国(花押)

能勢左馬助殿

- (7) 能勢頼次については、植田観樹「能勢法華の成立についての一考察」(『救照院日乾と能勢頼次を中心として』)〔『日蓮教学研究所紀要』五号、一九七八年〕を参照。

- (8) 鶴崎裕雄「『東山千句』と撰津能勢氏」(同『戦国の権力と寄合の文芸』(和泉書院、一九八八年) 第四章第一節、初出は一九七一年)、同「戦国期の公家と地方豪族―能勢源五郎宛て三条西実隆・宗碩書状を中心に―」(有坂隆道先生古稀記念会編『日本文化史論集』(同朋舎出版、一九九一年) 所収)。